徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第30号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成11年徳島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表２の項⑭中「の完成検査及び」を「の完成検査、」に、「並びに」を「、」に、「同項第１号」を「同項ただし書」に改め、同項㉘中「同項第１号」を「同項ただし書」に改め、「、同項第２号の規定による認定保安検査実施者による検査の記録の届出の受理」を削り、同項中㉜を削り、㉝を㉜とし、㉞から㊹までを１ずつ繰り上げ、同表58の項⑩中「及び同条第２項」を「、同条第２項本文」に改め、「公告」の次に「及び同項ただし書の規定による申出の受理」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第２項の表２の項の改正規定は、令和８年12月21日から施行する。